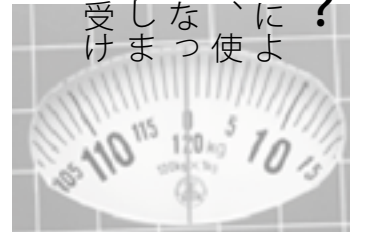


# はかりの定期検査をご存知ですか？

取引または証明に使う「はかり」は計量法の定めにより、2年に1回行われる定期検査に合格しなければ、使用することができません。今年は、定期検査の年になっています。検査は5月の下旬～中旬にかけて実施します。該当する「はかり」をお持ちの方は必ず検査を受けてください。



## はかりの定期検査って何？

はかりは、産業経済、研究分野、私たちの身の回りの生活などあらゆるところで広く利用されています。このはかりに誤差が生じると消費者に不利益を与えたり、使用者も損をしたりして信用をなくします。

そのため、「取引・証明」に使用するはかりが、正確であるかを確認するために2年に1回の定期検査を実施します。「取引・証明」に使用するはかりの使用者は必ず検査を受けなければなりません。

## 「取引・証明」ってどんな行為なの？

「取引」とは、はかりを使って物を売買（商売）したり、また、品物の運送・保管等に伴い、その量つた量により料金等を決める場合をさします。

「証明」とは、はかりで量った量

を相手へ知らせる行為や、量った量が外部で使用される場合をさします。

## どのような事業所の「はかり」が対象となるの？

- ・物品の売買（はかり売り）、貸借および贈与等に使用するはかり
- ・食品関連事業所（製造、加工、販売）で商品を袋詰め使用するはかり
- ・医療機関や薬局で使用する調合用のはかり
- ・学校、医療機関、保健所や保健センターで健康診断等に使用する体重計
- ・農家、漁家が庭先取引や行商に使用するはかり
- ・宅配便に使用するはかりなど

## すべての「はかり」が対象となるの？

はかりで量って取引や証明をするなど、外部とのやりとりがある

場合は原則として対象になります。が、家庭用の体重計・料理用はかりなどや、目安・試しはかりとして使用するはかりは対象になりません。なお、取引や証明に使用する場合でも、構造や精度により検査対象から除かれるはかりもあります。

## はかりの定期検査を受けないで使用すると罰則はあるの？

定期検査を受けないで「はかり」を取引または証明に使用したときは、計量法により最大で「1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処し、またはこれを併科

する」となっています。ご注意ください。

5月に「はかり」の定期検査があるみたいだけど、事前通知はあるの？

関係者の方（平成17年に受検された方）には3月下旬ごろ、事前に郵送で通知しますが、それ以外の方または新規に事業を始めた方で、取引・証明に使用する「はかり」をお持ちの方は商工観光課へご連絡ください。

■問い合わせ／商工観光課  
☎79-1003

## 全国春季火災予防運動 3月1日から3月7日

3月1日、午前7時にサイレンが鳴ります。火災とおまちがえのないようご注意ください。

## 消防防災ヘリコプター「きらら」 による訓練と機体展示

消防防災ヘリコプター「きらら」による文珠山林野火災想定訓練を行います。騒音等で迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。また、訓練終了後大島グラウンドで「きらら」の機体展示を行います。自由に見学ができますので、お誘い合わせのうえお越してください。

◆日時／3月7日(水) 午後2時～4時

※機体展示 午後3時40分～4時

◆場所／

○訓練場所

文珠山（文珠堂下駐車場付近）

○場外ヘリポート・機体展示

大島グラウンド（西屋代）

◆問い合わせ／柳井地区広域消防組合

☎0820(23)7773